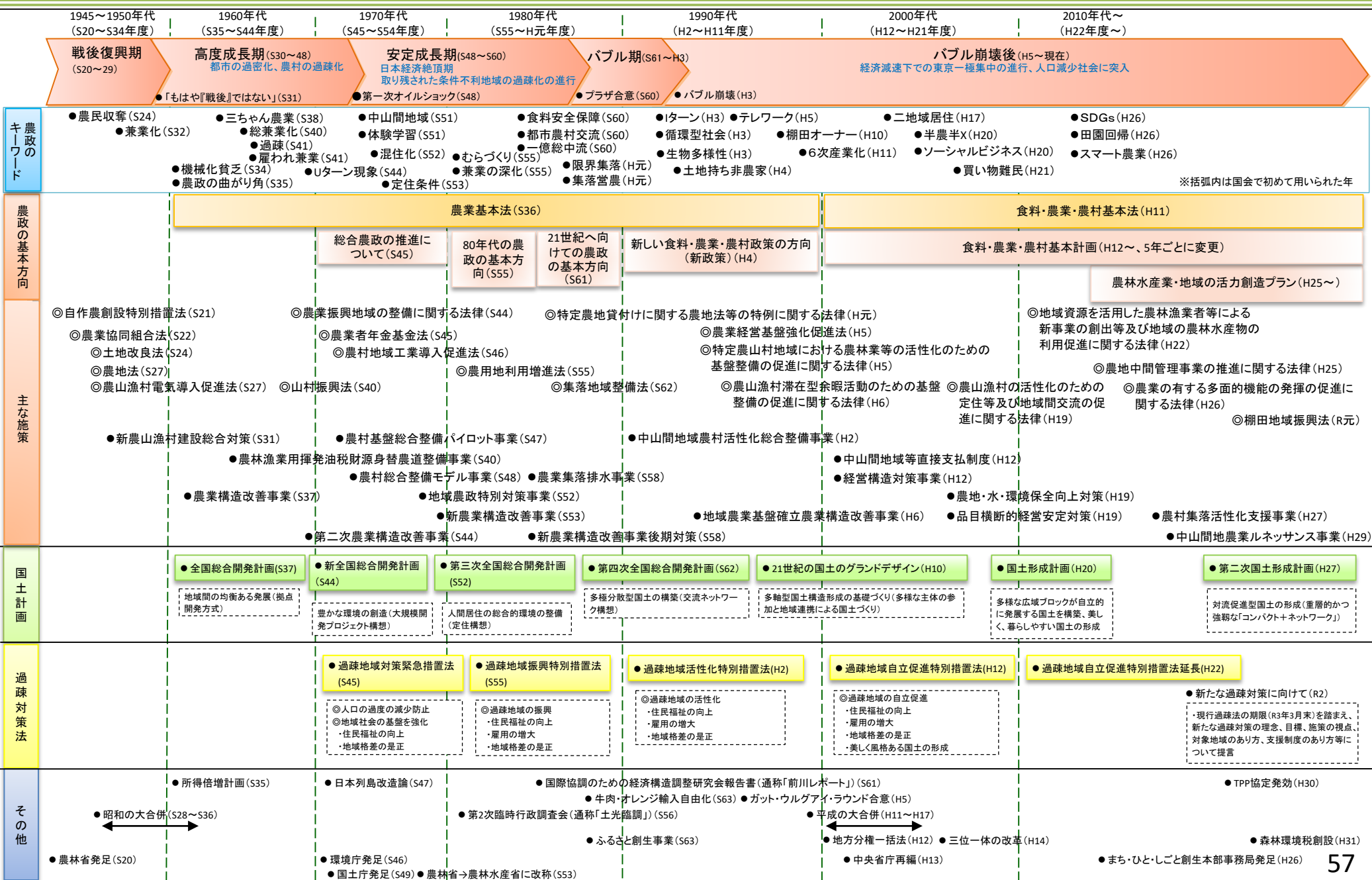


5 参考資料

戦後の農村政策の変遷の全体像



食料・農業・農村基本計画の比較（「農村の振興に関する施策」の構成）

平成12(2000)年	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
(1)農村の総合的な振興 ア 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策 イ 農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他の福祉の向上との総合的な推進 (2)中山間地域等の振興 ア 農業その他の産業の振興による就業機会の増大 イ 生活環境の整備による定住の促進等 ウ 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るための施策 (3)都市と農村の交流等 ア 都市と農村との交流の促進 イ 市民農園の整備の推進 ウ 都市及びその周辺の地域における農業の振興	(1)地域資源の保全管理政策の構築 ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築 イ 良好な農村景観の形成等 (2)農村経済の活性化 ア 地域の特色を活かした多様な取組の推進 イ 経済の活性化を支える基盤の整備 ウ 中山間地域等の振興 (3)都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進 ア 都市と農村の交流の促進 イ 都市及びその周辺の地域における農業の振興 ウ 多様な主体の参画等による集落機能の維持・再生 (4)快適で安全な農村の暮らしの実現 ア 生活環境の整備 イ 医療・福祉等のサービスの充実 ウ 安全な生活の確保	(1)農業・農村の6次産業化 ①「地域資源」を活用した「産業」の創造 ② バイオマスを基軸とする新たな産業の振興 ③ 農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進 (2)都市と農村の交流等 ① 新たな交流需要の創造 ② 人材の確保・育成、都市と農村の協働 ③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用 (3)都市及びその周辺の地域における農業の振興 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・再生 ② 中山間地域等直接支払制度 ③ 農地・水・環境保全向上対策 ④ 鳥獣被害対策の推進 ⑤ 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現 (5)農山漁村活性化ビジョンの策定	(1)多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等 ① 多面的機能の発揮を促進するための取組 ②「集約とネットワーク化」による集落機能の維持等 ③ 深刻化、広域化する鳥獣被害への対応 (2)多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 ① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出 ② バイオマスを基軸とする新たな産業の振興 ③ 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用 ④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出 (3)多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等 ① 観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流 ② 多様な人材の都市から農村への移住・定住 ③ 多様な役割を果たす都市農業の振興	(1)地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進 ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ③ 地域経済循環の拡大 ④ 多様な機能を有する都市農業の推進 (2)中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備 ① 地域コミュニティ機能の維持や強化 ② 多面的機能の発揮の促進 ③ 生活インフラ等の確保 ④ 鳥獣被害対策等の推進 (3)農村を支える新たな動きや活力の創出 ① 地域を支える体制及び人材づくり ② 農村の魅力の発信 ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等 (4)「三つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

【参考】「農村の振興に関する施策」前文

平成12(2000)年	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。したがって、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるようにするためには、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。 一方、農村においては、<u>農家人口の減少と混住化が進んでおり、また、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。</u> このため、農業の振興を図ることはもとより、<u>自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用しながら、農村の有する豊かな自然環境との調和を保ちつつ、個性的で魅力ある地域づくりを総合的に進めるとともに、農村に住む上で必要な生活支持機能の向上を図ることにより、農村が、農業者はもとより幼児から高齢者まですべての地域住民にとって、また、都市住民からみても、快適な地域社会となるよう努める必要がある。</u>特に、<u>少子高齢化の進行等も踏まえ、女性や高齢者が暮らしやすく活動しやすい農村の形成を図ることが重要である。</u> また、近年、一つの市町村では対応できない諸課題が増加していることを踏まえ、<u>市町村合併を積極的に推進するほか、複数の市町村の広域的な連携・機能分担による効率的・効果的な地域づくりを進めるとともに、地域住民が誇りと意欲を持って自主的な取組を展開することの重要性に坎がみ、多様な主体の参加と連携による個性ある地域づくりを推進する必要がある。</u> これらのことを踏まえ、…	農業は、食料を供給する機能のほかに、多面的機能(国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。)を有しており、これらの機能を適切かつ十分に発揮していくためには、農業の持続的な発展とその基盤である農村の振興を図る必要がある。 しかしながら、近年、農村においては、<u>過疎化・高齢化・混住化等の進展により農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下がみられ、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が困難になりつつあるなど、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されている。</u>これに対し、平成12年度からは、中山間地域等を対象に、平野部との生産条件の格差を補正する直接支払制度を導入し、耕作放棄地の発生の防止等の面で成果を上げているところである。 <u>国民がゆとり、安らぎ、心の豊かさなどの価値観を重視するようになってきている中で、多面的機能が発揮され、豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化に触れ合うことのできる個性的・特徴的な農村空間に対する国民の理解と期待が高まっている。</u>また、農村の立地条件は、中山間地域から都市近郊まで多様であり、直面する問題も様々である。このため、地域住民だけでなく都市住民を含めた国民全体の生活を支える共有の財産とも言える農村の振興に当たっては、<u>これまでのように都市との格差を是正するという画一的な考え方から、地域の個性・多様性を重視する形に転換するとともに、各種取組についても、地域住民だけでなく、価値観を共有する都市住民、NPO(非営利団体)の参画を得ていく必要がある。</u>	我が国の農村は、意欲ある多様な農業者が営農にこそしむことで、地域経済の活力を支えつつ、地域の環境や伝統文化の保全に貢献する一方、都市部に対しては、食料を安定的に供給することはもちろん、青壮年の労働力の提供や経済不況時における雇用の受け皿としての役割も担うなど、多面的な機能を備えている。こうした多面的機能は、国民全体が享受するものであることから、<u>農業・農村を支える取組は、都市を含む国民全体に安心をもたらすものと考えられる。</u>このような認識の下、農村の有する機能を今後とも十分に発揮していくためには、国と地方の適切な役割分担の下、農業・農村の6次産業化により農村経済の活性化を進めつつ、これらの地域が抱える不利な農業生産条件を補正し、生活条件の整備を含めた集落機能の維持と生態系や景観を含む農村環境の保全等を支援していくことが必要であり、これらの<u>施策を、現場で効果が実感されるものとなるよう再構築する。</u>	農村は、農業の持続的な発展の基盤として国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全や水源の涵養などの多面的な機能の発揮の場でもあることから、こうした役割が十分に発揮されるよう、農村の振興を図ることが必要である。 しかし、<u>農村、とりわけ中山間地域等においては、我が国が直面する高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行しており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じるとともに、地域の特性に応じた付加価値の高い農産物の生産・加工・販売等の活動の展開が困難となるなど厳しい状況にある。</u>また、こうした問題は、政府として、これまでになく危機感を持って、総力を挙げて解決すべき重要な課題となっている。 一方、近年、若者を中心に農村の魅力の再発見が進み、都市と農村を人々が行き交う「<u>田園回帰</u>」の流れが生まれつつあるなど、農業・農村の価値が再認識され、農村の活性化につながる動きも見られる。 こうした変化に的確に対応しつつ、魅力ある農村づくりの取組を進めていくためには、<u>地域の様々な経営規模の農業者や、家族農業経営や法人経営、兼業農家など経営形態等が異なる農業者、さらには地域住民や農村外の人材が、年齢や性別等にかかわらず幅広く参画し、その有する能力等を最大限発揮していくことが重要である。</u> こうした観点に立ち、中山間地域の農業・農村が果たす役割の重要性にも配慮しつつ、地域コミュニティ機能の発揮等による農地等の地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現、農村における雇用の確保と所得の向上、都市と農村の交流や都市住民の移住・定住の促進等の取組を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月閣議決定)等を踏まえ、<u>関係府省の連携の下、総合的に推進する。</u>	国土の大宗を占める農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業・林業など様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもあり、さらには国土の保全、水源の涵養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の伝承といった、多面的機能が発揮される場であることから、都市住民への恵沢も踏まえた多面的機能の十分な発揮を図るためにも農村の振興を図ることが必要である。 また、<u>農村、特に中山間地域では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行している一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されており、こうした動きも踏まえ、地域住民に加えて関係人口も含めた幅広い主体の参画の下で、農村の振興に関する施策を推進していく必要がある。</u> 農村の振興に当たっては、第一に、…所得と雇用機会を確保すること、第二に、…農村に人が住み続けるための条件を整備すること、第三に、…農村を広域的に支える新たな動きや活力を生み出していくこと、この「三つの柱」に沿って、効果的・効率的な国土利用の視点も踏まえて関係府省が連携した上で、施策の展開を図ることが重要である。 このため、<u>関係府省、都道府県・市町村、民間事業者など、農村を含めた地域の振興に係る関係者が連携し、現場の実態と課題とニーズを把握・共有した上で、その解決や実現に向けて、施策を総合的かつ一体的に推進する。</u>

(注)平成17年は、「第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」における農村関連の記述を抜粋。

これまでの各過疎対策法の背景・考え方

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	
					(延長)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成32年度
目的	・人口の過度の減少防止 ・地域社会の基盤を強化 ・住民福祉の向上 ・地域格差の是正	・過疎地域の振興 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の活性化 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の自立促進 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正 ・美しく風格ある国土の形成	
背景	・新規学卒者を中心とした急激な都市への人口吸収 ・897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少	・住民の就業機会や医療の不足 ・若年層を中心とした人口流出による高齢化	・第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中 ・高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生	・高齢化の進行・自然減の重みの増大 ・農林水産業の著しい停滞 ・集落存続危機 ・引き続き若年者の流出 ・著しい高齢化の進行 ・身近な生活交通の不足 ・地域医療体制の弱体化 ・各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望	
考え方	・緊急の対策 ・生活環境におけるナショナルミニマムの確保 ・開発可能な地域に産業基盤等を整備 ・人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止	・過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善 ・総合的かつ計画的の振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正	・「振興を図る」から「活性化を図る」へ ・地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視 ・公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視	・全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能 ・「活性化」から「自立促進」 ・個性を発揮して自立できる地域社会 ・住民が将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ソフト事業拡充	
成果	・市町村道改良率9% → 22.7%、舗装率2.7% → 30.6% ・集会施設整備 80% ・昭和50年度における人口減少の鈍化(10%台 → 8%台)	・市町村道改良率22.7% → 39%、舗装率30.6% → 55.7%	・交通通信体系の整備のための経費ウエイトが下がり、産業振興、高齢者等の保健福祉、生活環境の整備のシェアが増加	・市町村道改良率54.2%、舗装率70.5% ・生活安定と福祉向上 ・個性ある地域形成(観光入込客数の増加)	

これまでの国土計画

	全国総合開発計画 (一全総)	新全国総合開発 計画(新全総)	第三次全国総合 開発計画(三全総)	第四次全国総合 開発計画(四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン	国土形成計画 (全国計画)	新国土形成計画 (全国計画)
閣 議 決 定	昭和37年10月5日 (1962年)	昭和44年5月30日 (1969年)	昭和52年11月4日 (1977年)	昭和62年6月30日 (1987年)	平成10年3月31日 (1998年)	平成20年7月4日 (2008年)	平成27年8月14日 (2015年)
総 理 大 臣	池田 勇人	佐藤 栄作	福田 赳夫	中曽根 康弘	橋本 龍太郎	福田 康夫	安倍 晋三
背 景	1 高度成長経済への 移行 2 過大都市問題、所 得格差の拡大 3 所得倍増計画(太平 洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都 市集中 3 情報化、国際化、 技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方 分散の兆し 3 国土資源、エネル ギー等の有限性の 顕在化	1 人口、諸機能の東京 一極集中 2 産業構造の急速な変 化等により、地方圏で の雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代(地球環境問 題、大競争、アジア諸国 との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代	1 経済社会情勢の大転 換(人口減少・高齢化、 グローバル化、情報通 信技術の発達) 2 国民の価値観の変化・ 多様化 3 国土をめぐる状況(一 極一軸型国土構造等)	1 国土を取り巻く時代の 潮流と課題(急激な人口 減少・少子化、異次元の高 齢化、巨大災害の切迫、イン フラの老朽化等) 2 国民の価値観の変化 (「田園回帰」の意識の高ま り等) 3 国土空間の変化 (低・未利用地、空き家の 増加等)
目 標 年 次	昭和45年	昭和60年	昭和52年から 概ね10年間	概ね平成12年 (2000年)	平成22年から27年 (2010-2015年)	平成20年から 概ね10年間	平成27年から 概ね10年間
基 本 目 標	地域間の均衡ある発 展	豊かな環境の創造	人間居住の総合的 環境の整備	多極分散型国土の 構築	多軸型国土構造形成の 基礎づくり	多様な広域ブロックが自立 的に発展する国土を構築、 美しく、暮らしやすい国土 の形成	対流促進型国土 の形成
開 発 方 式 等	<u>拠点開発方式</u> 目標達成のため工業 の分散を図ることが必 要であり、東京等の既 成大集積と関連させ つつ開発拠点を配置 し、交通通信施設によ りこれを有機的に連絡 させ相互に影響させ ると同時に、周辺地域 の特性を生かしなが ら連鎖反应的に開発 をすすめ、地域間の 均衡ある発展を実現 する。	<u>大規模開発 プロジェクト構想</u> 新幹線、高速道路等 のネットワークを整 備し、大規模プロジ ェクトを推進すること により、国土利用の 偏在を是正し、過密 過疎、地域格差を解 消する。	<u>定住構想</u> 大都市への人口と産 業の集中を抑制する 一方、地方を振興し、 過密過疎問題に対処 しながら、全国土の 利用の均衡を図り つつ人間居住の総合 的環境の形成を図る。	<u>交流ネットワーク 構想</u> 多極分散型国土を構築 するため、 ①地域の特性を生かし つつ、創意と工夫によ り地域整備を推進 ②基幹的交通、情報・通 信体系の整備を国自 らあるいは国の先導 的な指針に基づき全 国にわたって推進 ③多様な交流の機会 を国、地方、民間諸 団体の連携により形 成	<u>参加と連携</u> 一多様な主体の参加 と地域連携による国 土づくり 一 (4つの戦略) 1 多自然居住地域(小 都市、農山漁村、中 山間地域等)の創造 2 大都市のリノベー ション(大都市空間の 修復、更新、有効活 用) 3 地域連携軸(軸状に 連なる地域連携のま とまり)の展開 4 広域国際交流圏(世 界的な交流機能を有 する圏域の形成)	(5つの戦略的目標) 1 東アジアとの交流・連 携 2 持続可能な地域の形 成 3 災害に強いしなやか な国土の形成 4 美しい国土の管理と 継承 5 「新たな公」を基軸 とする地域づくり	<u>重層的かつ強靱な 「コンパクト +ネットワーク」</u> (具体的方向性) 1 ローカルに輝き、グ ローバルに羽ばたく 国土(個性ある地方の 創生等) 2 安全・安心と経済成 長を支える国土の管 理と国土基盤 3 国土づくりを支え る参画と連携(担い手 の育成、共助社会づ くり)

資料：国土交通省「国土形成計画について～「対流促進型国土」の形成～」(令和元年10月9日)